

(別紙)

成果の説明書

(氏名) 谷口 聡 (たにぐち さとし)	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>本報告者（谷口）は、法律、とりわけ民法を専門に大学教育および研究を行う者である。民法の中でも、従来から損害賠償に関する理論と契約理論、および成年後見制度などをテーマとして研究を重ねている。</p> <p>報告者、平成 26 年度（2014 年度）は、高崎経済大学より、国外在外研究を一年間行うことを認められ、ドイツのミュンヘン大学国際法研究所に客員研究員として同国に滞在して「継続的契約」に関する研究を行った。一年間師事したのは、ドイツにおける債務法現代化法立法において活躍されたシュテファン・ローレンツ教授である。</p> <p>わが国の民法制定の歴史は明治時代の旧民法典の編纂に遡るが、旧民法典はフランス法を直接的に継受した色彩が強く、国内に反発を招いてしまった。その直後、ドイツ民法の草案を参考にして、現行民法が編纂された。したがって、民法研究者にとっては、ドイツ民法とフランス民法の研究は非常に大きな意義を有している。報告者が今回、在外研究先にドイツを選んだことはその理由による。</p> <p>報告者は、ミュンヘン大学での研究のメインテーマを「継続的契約」に置いた。継続的契約とは、賃貸借契約、雇用契約やフランチャイズ契約に代表されるように、契約に基づいた債務の給付が継続して行われ、かつ、その状態が存続し続ける契約である。対置されるのは、売買契約のように、商品の給付という売主の債務と、代金の支払いという買主の債務が一回で単発的に行われ、債権債務関係が終了する契約である。</p> <p>継続的債務関係で、とりわけ、大きな問題となるのは、その契約関係の「解消」である。ドイツ法における定義によれば、「継続的債務関係」とは、それが一度締結されると、それが終了するまでの間の「総給付量」、すなわち、トータルな債務がどの程度なのか、時間の経過も含めて、不確定であるものであるとされる。通常、契約を締結しようとする当事者は、予め、どのような事態・事情の発生によってその契約関係を解消し、消滅させるのか、取り決めをしておくものである。そして、その際には、事情に応じて、どちらの当事者がどのくらいの額の損害賠償をするかも決めておくものであろう。しかし、時間的に長期に及び、かつ、債務（給付）の全体量が不透明である「継続的契約」においては、当事者があらかじめ取り決めをなしていなかった不測の事情においても、契約を解消する方法を法律によって承認しておくことが必要となる。</p> <p>わが国の民法においては、「事情変更の原則」という判例理論により、当事者がある行為をなすについて予測不可能であり、かつ、当事者にとって極端に不合理または不公平を生じる事態が発生した場合には、当事者の行為を無効としたり、内容を変更して解釈することが認められている。わが国では、この法理論により、継続的契約関係の解消が認められると、理論上は説明されている。これに対して、ドイツ民法は、2002 年に債務法現代化法という、従来の民法の債権編を大幅に改正する実質的内容を有する法律が施行された。その 314 条において、「重大な事由による継続的債務関係の解約告知」という規定が新設された。従来の判例理論を踏襲して置かれた条文であった。事前の契約内容には盛り込まれていなかった契約解消のための重大な事由が発生した場合に、契約当事者に契約からの離脱を承認する規定である。報告者は、このドイツ民法新 314 条に係る学説を重点的に検討するとともに、そもそも「継続的債務関係」という概念の定義はどのようになされているか、契約解除の規定と契約の解約告知である本条の規定の関係はどのように処理されているのか、また、行為基礎理論というわが国では「事情変更の原則」理論に相応する理論と規定（新 313 条）の関係はどのように把握されているのか、という点について、重点的に研究を行った。</p>	

一般的には、大学教員に与えられる特権とも言えるべき「在外研究」は、必ずしも研究のみを目的とするものではないと言われる。滞在する国の文化や生活習慣などを実感することを通じて、広い意味での大学教員としての素養を向上させることも重要であろう。報告者は、可能な範囲でミュンヘン近郊の町や首都ベルリン、隣国の都市などを訪問し、当地の大学図書館などの研究施設で必要な文献の資料収集などを行うとともに、各地の食文化や生活習慣、その地域の人々との対話を通じて、ドイツ、ひいてはヨーロッパに関する見識を深めることに務めた。

以上の研究は、広範な研究分野の足がかりであるので、来年度、再来年度、さらにはそれ以降にわたり、具体的な形で研究成果を公表していけるものと考えているが、とりわけ、現時点において、公表されている報告者の在外研究の直接の主な成果には次のようなものがある。

☆「ドイツ債務法における継続的債務関係の解消に関する一考察」

高崎経済大学論集 57 巻 2 号 (2014 年 9 月)

☆「ドイツ民法典 314 条の規定とその民法体系上の位置」

高崎経済大学論集 57 巻 4 号 (2015 年 3 月)

☆「ドイツ債務法における受任者の応急処分義務」

高崎経済大学論集 57 巻 3 号 (2014 年 12 月)

他

2 その他の事項

今回の報告者の在外研究申請書には記載していなかった研究テーマではあるが、報告者が従来からライフワークとして位置付けている「損害賠償における被害者の素因」というものがある。これに関しても、ミュンヘン大学図書館で文献調査を行うとともに、資料の翻訳を経て、その成果を高崎経済大学論集 58 巻 1 号に論文の掲載をさせていただけるよう申請中である。

3 次年度以降の計画・抱負

在外研究で培った人脈やドイツに関する見識を今後、十分に発揮して、民法の研究をおこなっていくとともに、異文化に触れた一年間の経験を活かして大学教育に取り組んでいきたいと考えている。

とりわけ、「継続的契約」理論に関しては、その研究の十分な足がかりを得ることができたと考えているので、ドイツ民法における学説のみならず、判例などの具体的事例なども参照しながら、わが国の民法に示唆を得ることができるように、今後ともより一層、この領域の研究を深めていきたいと考える。